

善通寺市物価高騰対策支援金交付要綱別表（第2条及び第3条関係）

種別	施設区分	支給単価 (1施設当たり)
医療施設等	病院（※1）	720,000円＋ 12,500円×病床数（※6）
	有床診療所（医科）（※2）	360,000円＋ 7,500円×病床数（※6）
	無床診療所（医科・歯科）（※2）	180,000円
	薬局（※3）、施術所（※4）又は歯科技工所（※5）	50,000円
障害福祉施設等（※7）	（入所系） 施設入所支援若しくは短期入所を行う事業所又は障害児入所施設	360,000円
	（居住系） 共同生活援助を行う事業所	180,000円
	（通所系） 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは就労定着支援を行う事業所、地域活動支援センターを行う事業所又は児童発達支援センター若しくは障害児通所支援事業所（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）	120,000円
	（訪問・相談系） 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、計画相談支援、地域移行支援若しくは地域定着支援を行う事業所又は障害児通所支援事業所（居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を行うものに限る。）若しくは障害児相談支援事業所	100,000円
児童福祉施設等	私立幼稚園（※8）、私立保育所（※9）、認定こども園（※10）、地域型保育事業所（※11）、企業主導型保育事業所（※12）又は放課後児童クラブ（※13）	120,000円
	子ども食堂（※14）	50,000円
介護保険事業所等（※15）	（入所系） 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	360,000円
	（居住系） 地域密着型認知症対応型共同生活介護	180,000円
	（通所系） 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、地域密着型認知症通所介護、地域密着型小規模多機能型居宅介護	120,000円

	(訪問・相談系) 居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具貸与	100,000 円
--	---	-----------

注

※1 病院とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保健医療機関」という。）である病院をいう。

※2 診療所とは、医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、保険医療機関である診療所をいう。

※3 薬局とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。

※4 施術所とは、次のア又はイに掲げる者のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に医療保険各法に規定する療養費の対象となる施術実績がある施術所又は施術者をいう。

ただし、同じ住所地（建物内）において、施術室を分けることなく、次のア及びイのいずれにも該当する者として業を行っている施術所は、次のア又はイのいずれかの施術所とみなす。

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項の規定により開設した施術所又は同法第9条の3前段に規定する届出をしている施術者

イ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定により開設した施術所

※5 歯科技工所とは、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第21条第1項の規定に基づき開設届出のなされた歯科技工所のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に歯科診療を行う保険医療機関に医療保険に係る歯科技工物を納品した実績がある歯科技工所をいう。

※6 病床数は、医療法第27条の規定に基づく令和8年4月1日現在の使用許可病床数とする。

※7 障害福祉施設等とは、障害福祉サービス、計画相談支援、地域移行支援及び地域

定着支援を行う事業所、地域活動支援センターを行う事業所並びに障害児入所施設、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所をいう。

※8 幼稚園とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設をいう。

※9 保育所とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設をいう。

※10 認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設をいう。

※11 地域型保育事業所とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する事業を行う事業所をいう。

※12 企業主導型保育事業所とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設の内、同法第6条の3第12項に規定する事業を実施する施設をいう。

※13 放課後児童クラブとは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業を実施する施設をいう。

※14 子ども食堂とは、香川県子どもの未来応援ネットワーク事業において「支援の場」として登録されている施設をいう。

※15 介護保険事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスを行う事業所又は施設及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。